

監 査 報 告 書

学校法人 九州文化学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

私たちは、学校法人九州文化学園の監事として、私立学校法第52条及び学校法人九州文化学園寄附行為第28条及び第30条の規定に基づき、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の学校法人九州文化学園の業務(教学を含む)、財産の状況及び理事の業務執行状況、内部監査・科研費監査の実施状況等について監査を実施いたしました。

監査方法は、理事会及び評議員会に出席して、理事から事業の報告等を聴取し、財産目録及び計算書類(貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、及び事業活動収支計算書)を含め、関係書類を閲覧しました。また、重要会議等への出席で業務の執行状況を監査しました。

会計監査人や内部監査室長及び本部財務課長とも連携を取り三様監査を行い、財産の状況についても監査しました。

監査の結果、学校法人の業務の執行に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また令和6年度の学校法人九州文化学園の財産の状況は適正なものと認めます。

令和7年5月16日

学校法人 九州文化学園

監事 平 本 博 之 

監事 松 瀬 太 郎 

監事 川 口 博 樹 